

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 市営住宅の目的外使用

<p>概 要</p>	<p>あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、公募による入居を待つことができない急迫の事情がある場合に限り、市営住宅の一時的な使用（原則2ヵ月※、使用料は無料）を認めるもの。</p> <p>※特段の事由があると認めるときは、月単位で更新し、1年以内を限度とする（2ヵ月を超える期間の使用料はその住宅に入居した場合の家賃と同額）</p>
<p>対象要件</p>	<p>○次の①～③のいずれにも該当する者</p> <p>① 名古屋市内に居住している者であること</p> <p>② 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること</p> <p>ア 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者</p> <p>イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者</p> <p>③ 住宅に困窮する者であること。なお、市営住宅の入居要件を満たす者については、公募による入居を待つことができない急迫の事情がある者であること</p>
<p>申請期限</p>	<p>犯罪等による被害発生日から1年以内</p>
<p>必要書類</p>	<p>○行政財産使用許可申請書</p> <p>○住民票の写し</p> <p>○犯罪被害者等の市営住宅入居に関する申立書</p> <p>○誓約書</p> <p>○所得証明書（2ヵ月を超えて利用する可能性がある場合）</p>
<p>受付時間</p>	<p>午前8時45分～午後5時30分</p>
<p>担当窓口</p>	<p>名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口（スポーツ市民局人権施策推進室） 電話：052-972-3042</p>